2025年コレクション展 ||3階展示室展示作業および2階展示室展示替作業仕様書

1 名称

2025 年コレクション展Ⅱ3 階展示室展示作業および 2 階展示室展示替作業

- 2 3階展覧会概要および展示作品数
 - (1)会期:令和8年1月27日(火)開幕 4月5日(日)閉幕予定※2F展示室は1月14日(水)に開幕
 - (2)展示作品数:展示室 1 大型および中型平面作品(フック使用)約30点 素描作品(ケース展示)約10点

展示室 2 中型平面作品(フック使用)約 10 点 額入り版画作品(ドッコ受け使用)約 10 点 額入り写真作品(T 字金具使用)約 10 点 版画等ケース内展示 約 10 点

展示室 3 大型平面作品(フック使用)約 15 点 額入り写真作品(T 字金具使用)約 10 点 立体作品 5~10 点

3 2F展示替概要

- (1) 撤収作品数:軸・屏風・巻子等(ケース内)約40点、陶磁器(ケース内)5~10点、 金工作品(銅鏡)5~10点
- (2)展示作品数:軸・屏風(ケース内)約20点、中型平面作品(フック使用)約10点
- 4 作業日程・必要人員
 - (1) 展示作業 令和8年1月19日(月)~23日(金)のうち4日間 のべ22名
 - (2) 展示替作業 撤収作業:令和8年2月16日(月)3名 展示作業:令和8年2月17日(火)3名

5 特記すべき作品

下記の重量物展示のため門型等を用意すること



淀井敏夫《ナイルたそがれ》木製の茶色の敷板と作品は固定。敷板から上をパレットにのせて収納。白い台(高さ 90cm 程度)にのせる。ブロンズ製。135(高さ)×68×10cm





榎忠《Bloom》どちらも無垢の鉄。左が $109.0 \times 45.0 \times 45.0 \text{cm}$ 、右が $69.5 \times 60.0 \times 60.0 \text{ cm}$ 。 収蔵庫ではパレットにのせて収納

6 備考

- (1)公益財団法人日本博物館協会が実施する「美術品梱包輸送技能取得士」1級の資格保有者が 各支店(営業所等を有しない会社については本社)に1名以上いること。
- (2)「美術品梱包輸送技能取得士」2級もしくは3級の資格保有者を各作業日に2名以上手配すること。その他作業員についても資格保有者からの指導を受け、美術品の展示・撤収の経験を有する者であること。
- (3)「美術品梱包輸送技能取得士」資格を有しない作業員も含め、作業全般にわたり、作品を安全に運搬、展示、開梱、梱包、撤収すること。
- (4) 美術館が支給するフック、ワイヤー、ドッコ等の適切な器具を用いた平面作品の壁面掛け、 立体作品の台座への設置・固定、ケース内における掛軸、屏風作品の設置・固定、及び落下 防止金具の設置等作品の安全性を考慮した措置を行うこと。
- (5)作業には、収蔵庫からの作品の出入庫作業(収蔵庫内における絵画ラックへの作品の取付け・ 取外し等を含む)、キャプション等掲示物の取付け作業が含まれる。
- (6)作業全般にわたり熟練した現場責任者を定めること。現場責任者は上記の日程で行う全作業の現場に常時立ち会うことが望ましい。
- (7) 事前に展示作品リストおよび展示プランを提示するので、これらをもとに現場責任者が担当 学芸員と協議して手順等を決め、各作業員に的確な指示を出すこと(詳細なスケジュールは 業者決定後、作業開始前に協議する)。
- (8)必要な機材(台車等)は原則として当館で用意する。ただし上記5の大型の彫刻作品の展示に門型等については用意すること。また、メジャー、白手袋、作品固定に使用するテグス等、基本的な作業道具も用意すること。
- (9) 4名以上の作業員を2班に分けて作業する場合があるので、それにふさわしい人員配置とすること。
- (10) 天井の低い展示室 (展示室 2、4、6 など) のスポットライトの取付けを依頼することがある。
- (11) 以下の労働関係法規を遵守し、高所作業が必要となる場合にはヘルメット、安全帯を装着する等、作業中の安全管理を徹底すること。

[労働関係法令]

- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ・労働組合法(昭和24年法律第174号)
- ・最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- ・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- ・労働契約法(平成19年法律第128号)
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- ·雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)
- (12) その他上記に記載されていない事項等が発生した際には、当館担当学芸員と協議の上作業を遂行すること。

6 問い合わせ先

兵庫県立美術館 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目1-1 仕様の詳細に関すること:西田・剣持/見積もりに関すること:総務課 宇久 電話 078-262-0901 (代表) 078-262-0909 (学芸直通) FAX 078-262-0903